

# 《介護と医療の連携 フローチャート》

(0907)

## <外来用フロー>

ケアマネジャー・プランナー	医療機関
<p>ケアプラン新規・更新・変更時、病院担当窓口へ持参か郵送</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>① ケアマネジャーから主治医への連絡票</p> <p>② 居宅サービス情報提供書</p> <p>③ 医療と介護の連携 一意見照会書一</p> </div> <p>*各病院担当窓口で文書申込か面談申込を行なう                      *面談によりケアマネジャーが記入してよい                      *意見照会の記入・面談は、医療機関によっては、費用が発生しますので事前にご確認下さい。</p>	<div style="margin-left: 20px;"> <p>① } ② }      カルテに添付保管</p> <p>③ 記入後ケアマネジャーに返却                      *記入は医師でなくても結構です</p> </div>

## <入院用フロー>

ケアマネジャー・プランナー	医療機関
<p>入院時7日以内に、病院担当窓口へ持参</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>① ケアマネジャーから主治医への連絡票</p> <p>② 居宅サービス情報提供書</p> </div>	<div style="margin-left: 20px;"> <p>① } ② }      カルテに添付保管</p> </div>
<p>③ 医療と介護の連携 一意見照会書一</p> <p>*各病院担当窓口で文書申込か面談申込を行なう                      *加算の算定を行う場合、面談が必須である。                      *意見照会の記入・面談は、医療機関によっては、費用が発生しますので事前にご確認下さい。</p> <p>*郵送で返却を希望する場合は医療機関と要相談</p>	<p>退院の事前連絡</p> <p>③ 医療と介護の連携 一意見照会書一</p> <p>*退院まで、もしくは退院後数日以内にケアマネジャーに返却                      *記入は医師でなくても結構です</p>

\*病院担当窓口は、「担当窓口一覧」をご参照下さい。